

利水調整規程

びわこ揚水土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、びわこ揚水土地改良区の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作者への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者は、この規程により定められた用水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水委員会)

第5条 用排水委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- (1) 用水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申
- (2) 用水期間中の利水の調整に関すること
- (3) その他の事項

第2章 用水計画

(用水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、用水計画を定めるものとする。

2 前項の用水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 用水期間及び時間
- (2) その他必要な事項

(諮問及び答申)

第7条 理事会は、用水計画を定めようとするときは、用排水委員会に諮問しなければならない。

2 用排水委員会は、前項の諮問に応じて、答申するものとする。

(意向把握)

第8条 用排水委員会は、用水計画の案の作成に当たり、翌年度の用水期間等について、耕作者の意向を把握するものとする。

(周知)

第9条 理事長は、用水計画を定めたときは、速やかに、揚水機運転計画表により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。
なお、急を要する場合にあっては理事長が決定し、後日理事会に報告するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、土地改良区事務局とする。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。